

# 本別町地籍調査事業基本計画書



北海道中川郡本別町

# I 地籍調査事業の定義

## 1. 地籍調査の目的

戦後における国土の開発、保全、高度利用に資するとともに、地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として、昭和26年に「国土調査法」が制定された。

国土調査法に定義される「地籍調査」とは「毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。」とされており、土地に関する戸籍調査ともいうべき基礎調査である。

## 2. 地籍調査の必要性

本別町の土地に関する測量調査及び図面の作成状況については、昭和29年から昭和36年に北海道が実施した土地連絡調査によって「土地連絡図」が作成されているほか、市街地の一部において、本別戦災復興特別都市計画区画整理事業（昭和21年から昭和25年）並びに本別都市計画北部土地区画整理事業（昭和42年から昭和47年）、仙美里の一部（水田）では、昭和45年に土地改良法による換地処分により、それぞれ図面が作成され、これらが法務局に地図に準ずる図面（公図）として備え付けられ、その後分筆、合筆などの変更が反映され現在に至っている。

当時の測量技術の水準は、現在の近代的な測量技術と比較し極めて精度を欠くものであり更には、長い年月の経過によりその位置が不明となっている境界も多く存在している。

このような状況下で、土地取引や公共事業等が実施される際には再度の測量が必要となり、多大な時間と費用が発生することが想定されることから、地籍を明確化することにより適正な土地取引や公共事業の推進はもとより、税の公平・公正な負担を図るためにも地籍調査の早急な着手が必要である。

## 3. 地籍調査の効果

地籍調査の実施により土地の境界、面積、地目等が明確になることから、土地に関するあらゆる施策の基礎資料として利用が可能となり以下の効果が見込まれる。

- ①土地境界をめぐるトラブルの未然防止
- ②登記手続きの簡素化・費用縮減
- ③土地の有効活用の促進
- ④建築物の敷地に係る規制の適用の明確化
- ⑤各種公共事業の効率化・コスト縮減
- ⑥公共物管理の適正化
- ⑦災害復旧の迅速化
- ⑧課税の適正化・公平化

## II 地籍調査事業計画

### 1. 調査区域の設定

「本別町第7次総合計画」及び「第7次国土調査事業十箇年計画」に位置づけられた地籍調査区域及び調査面積を設定する。

#### 調査面積

本町の全区域から国有林野と国の所有に属し公有水面等とされる、利別川を除外した面積を調査面積とする。

単位：km<sup>2</sup>

全体面積 (本別町全区域) ①	調査対象外面積		調査対象面積 ①－②－③
	国有林野 ②	公有水面等 ③	
391.91	99.62	11.52	280.77

### 2. 単位区域の設定

調査区域を分割して単位区域を設定する。地番区域（字界）や行政区界、号線並びに道路や河川等の長狭物の境界を基本に、調査面積・総筆数・地権者数等を考慮し設定する。

### 3. 事業計画の概要

#### (1) 地籍調査事業の進め方

地籍調査は、町が事業主体となり実施する。

町が直接実施する作業（直営）と外部委託により実施する作業で取り進め、作業については、「地籍調査作業規程準則」等を準用する「本別町地籍調査作業規程」に基づいて実施する。

#### (2) 調査期間

調査期間については、国や北海道による予算配分の状況を考慮し、基本的に1区域を4年間で実施することとし、令和5年度の事業着手から令和53年度までの49年間で完了する計画とした。

1番目着手区域は令和5年度、また2番目着手区域は令和7年度、3番目着手区域は令和9年度からそれぞれ着手し、以降は毎年度着手していく。

【イメージ図】

区域 \ 年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13
A	●	—	●						
B			●	—	●				
C					●	—	●		
D						●	—	●	

(3) 精度及び縮尺の区分

地籍調査作業規程準則第11条及び同運用基準第5条において定められた下記の区分に基づき実施する。

○精度区分

精度区分	適用区域
甲1	大都市の市街地区域
甲2	中都市の市街地区域
甲3	上記以外の市街地及び村落並びに整形された農用地区域
乙1	農用地及びその周辺の区域
乙2	山林及び原野（乙3の区域を除く）並びにその周辺の区域
乙3	山林及び原野のうち特段の開発が見込まれない区域

○縮尺区分

縮尺区分	調査を実施する単位区域ごとの各筆の面積の中央値	土地利用状況による適用
1/250	250㎡未満の場合	主として宅地が占める地域及びその周辺の地域
<u>1/500</u>	<u>250㎡以上1,000㎡未満の場合</u>	
<u>1/1,000</u>	<u>1,000㎡以上4,000㎡未満の場合</u>	主として田、畑が占める地域及びその周辺の地域
<u>1/2,500</u>	<u>4,000㎡以上25,000㎡未満の場合</u>	主として山林、牧場、原野が占める地域及びその周辺の地域
1/5,000	25,000㎡以上の場合	

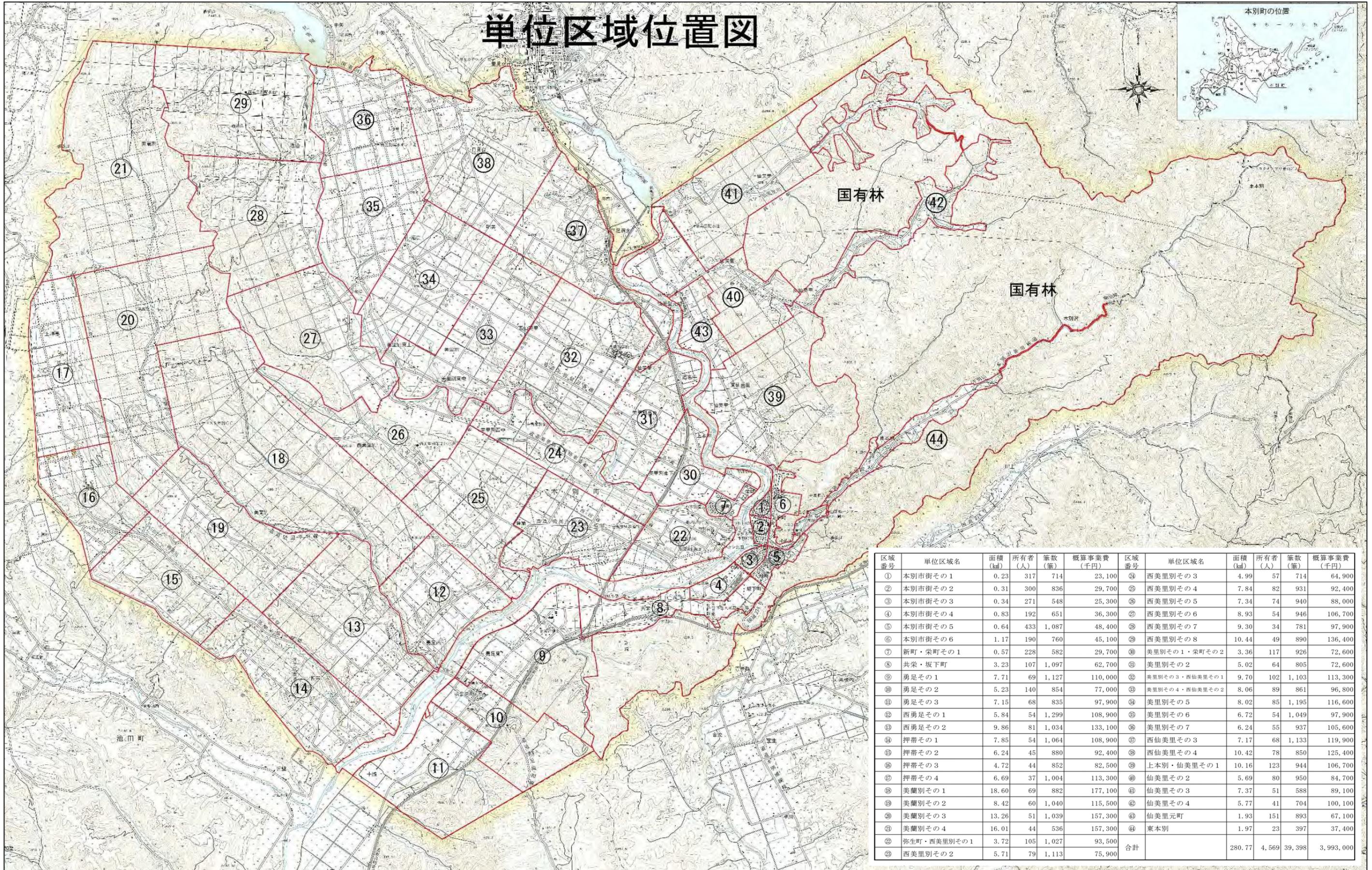
◎本町の計画区域において適用する精度及び縮尺区分

精度区分	縮尺区分	調査面積 (km <sup>2</sup> )	所有者数 (人)	筆数 (筆)
甲2	1/500	1.52	1,321	3,185
甲3	1/500	1.74	418	1,342
甲3	1/1,000	2.76	343	1,544
乙1	1/1,000	10.31	329	3,050
乙1	1/2,500	248.43	2,114	29,741
乙2	1/2,500	16.01	44	536
合計		280.77	4,569	39,398

(4) 単位区域別事業計画一覧表 ※区域番号は、着手順を示すものではありません。

区域番号	単位区域名	主な自治会名
①	本別市街その1	北6丁目～北8丁目
②	本別市街その2	北1丁目～北5丁目
③	本別市街その3	南1丁目～南3丁目
④	本別市街その4	南4丁目、共栄
⑤	本別市街その5	柳町、緑町、柏木町、向陽町、東町
⑥	本別市街その6	朝日町、山手町、錦町
⑦	新町・栄町その1	新町、栄町
⑧	共栄・坂下町	共栄、坂下町
⑨	勇足その1	勇足東1・2
⑩	勇足その2	勇足元町、勇足東3
⑪	勇足その3	勇足東4・5
⑫	西勇足その1	勇足西1・3
⑬	西勇足その2	勇足西2・4・5
⑭	押帯その1	勇足西4、押帯
⑮	押帯その2	押帯
⑯	押帯その3	押帯、上押帯
⑰	押帯その4	上押帯
⑱	美蘭別その1	勇足西2、美蘭別
⑲	美蘭別その2	美蘭別
⑳	美蘭別その3	美蘭別
㉑	美蘭別その4	美蘭別
㉒	弥生町・西美里別その1	弥生町、チエトイ1・2
㉓	西美里別その2	チエトイ1・2、負笹1・2
㉔	西美里別その3	美里別西中
㉕	西美里別その4	負笹1・2
㉖	西美里別その5	負笹2、美里別西上
㉗	西美里別その6	美里別西上
㉘	西美里別その7	美里別西上、活込
㉙	西美里別その8	活込
㉚	美里別その1・栄町その2	美里別東下、追名牛、栄町
㉛	美里別その2	美里別東下、美里別高東、追名牛
㉜	美里別その3・西仙美里その1	美里別東中、西仙美里
㉝	美里別その4・西仙美里その2	美里別東中、西仙美里
㉞	美里別その5	美里別東上、拓農
㉟	美里別その6	美里別東上、拓農
㊱	美里別その7	活込、拓農、新生
㊲	西仙美里その3	木札内、明美、清里
㊳	西仙美里その4	明美、月見台、新生
㊴	上本別・仙美里その1	上本別・東仙美里
㊵	仙美里その2	仙美里1・2
㊶	仙美里その3	上仙美里
㊷	仙美里その4	美栄、奥仙美里
㊸	仙美里元町	仙美里3、仙美里元町
㊹	東本別	東本別
合計		

面積 (km <sup>2</sup> )	所有者 (人)	筆数 (筆)	精度	縮尺	概算事業費 (千円)	区域番号
0.23	317	714	甲2	1/500	23,100	①
0.31	300	836	甲2	1/500	29,700	②
0.34	271	548	甲2	1/500	25,300	③
0.83	192	651	甲3	1/1000	36,300	④
0.64	433	1,087	甲2	1/500	48,400	⑤
1.17	190	760	甲3	1/500	45,100	⑥
0.57	228	582	甲3	1/500	29,700	⑦
3.23	107	1,097	乙1	1/1000	62,700	⑧
7.71	69	1,127	乙1	1/2,500	110,000	⑨
5.23	140	854	乙1	1/2,500	77,000	⑩
7.15	68	835	乙1	1/2,500	97,900	⑪
5.84	54	1,299	乙1	1/2,500	108,900	⑫
9.86	81	1,034	乙1	1/2,500	133,100	⑬
7.85	54	1,064	乙1	1/2,500	108,900	⑭
6.24	45	880	乙1	1/2,500	92,400	⑮
4.72	44	852	乙1	1/2,500	82,500	⑯
6.69	37	1,004	乙1	1/2,500	113,300	⑰
18.60	69	882	乙1	1/2,500	177,100	⑱
8.42	60	1,040	乙1	1/2,500	115,500	⑲
13.26	51	1,039	乙1	1/2,500	157,300	⑳
16.01	44	536	乙2	1/2,500	157,300	㉑
3.72	105	1,027	乙1	1/1,000	93,500	㉒
5.71	79	1,113	乙1	1/2,500	75,900	㉓
4.99	57	714	乙1	1/2,500	64,900	㉔
7.84	82	931	乙1	1/2,500	92,400	㉕
7.34	74	940	乙1	1/2,500	88,000	㉖
8.93	54	946	乙1	1/2,500	106,700	㉗
9.30	34	781	乙1	1/2,500	97,900	㉘
10.44	49	890	乙1	1/2,500	136,400	㉙
3.36	117	926	乙1	1/1,000	72,600	㉚
5.02	64	805	乙1	1/2,500	72,600	㉛
9.70	102	1,103	乙1	1/2,500	113,300	㉜
8.06	89	861	乙1	1/2,500	96,800	㉝
8.02	85	1,195	乙1	1/2,500	116,600	㉞
6.72	54	1,049	乙1	1/2,500	97,900	㉟
6.24	55	937	乙1	1/2,500	105,600	㊱
7.17	68	1,133	乙1	1/2,500	119,900	㊲
10.42	78	850	乙1	1/2,500	125,400	㊳
10.16	123	944	乙1	1/2,500	106,700	㊴
5.69	80	950	乙1	1/2,500	84,700	㊵
7.37	51	588	乙1	1/2,500	89,100	㊶
5.77	41	704	乙1	1/2,500	100,100	㊷
1.93	151	893	甲3	1/1,000	67,100	㊸
1.97	23	397	乙1	1/2,500	37,400	㊹
280.77	4,569	39,398			3,993,000	



区域番号	単位区域名	面積 (km <sup>2</sup> )	所有者 (人)	筆数 (筆)	概算事業費 (千円)	区域番号	単位区域名	面積 (km <sup>2</sup> )	所有者 (人)	筆数 (筆)	概算事業費 (千円)	
①	本別市街その1	0.23	317	714	23,100	⑩	勇足その1	7.71	69	1,127	110,000	
②	本別市街その2	0.31	300	836	29,700	⑪	勇足その2	5.23	140	854	77,000	
③	本別市街その3	0.34	271	548	25,300	⑫	勇足その3	7.15	68	835	97,900	
④	本別市街その4	0.83	192	651	36,300	⑬	西勇足その1	5.84	54	1,299	108,900	
⑤	本別市街その5	0.64	433	1,087	48,400	⑭	西勇足その2	9.86	81	1,034	133,100	
⑥	本別市街その6	1.17	190	760	45,100	⑮	押帯その1	7.85	54	1,064	108,900	
⑦	新町・栄町その1	0.57	228	582	29,700	⑯	押帯その2	6.24	45	880	92,400	
⑧	共栄・坂下町	3.23	107	1,097	62,700	⑰	押帯その3	4.72	44	852	82,500	
⑨	勇足その1	7.71	69	1,127	110,000	⑱	押帯その4	6.69	37	1,004	113,300	
⑩	勇足その2	5.23	140	854	77,000	⑲	美蘭別その1	18.60	69	882	177,100	
⑪	勇足その3	7.15	68	835	97,900	⑳	美蘭別その2	8.42	60	1,040	115,500	
⑫	西勇足その1	5.84	54	1,299	108,900	㉑	美蘭別その3	13.26	51	1,039	157,300	
⑬	西勇足その2	9.86	81	1,034	133,100	㉒	美蘭別その4	16.01	44	536	157,300	
⑭	押帯その1	7.85	54	1,064	108,900	㉓	弥生町・西美里別その1	3.72	105	1,027	93,500	
⑮	押帯その2	6.24	45	880	92,400	㉔	西美里別その2	5.71	79	1,113	75,900	
⑯	押帯その3	4.72	44	852	82,500	㉕	西美里別その3	4.99	57	714	64,900	
⑰	押帯その4	6.69	37	1,004	113,300	㉖	西美里別その4	7.84	82	931	92,400	
⑱	美蘭別その1	18.60	69	882	177,100	㉗	西美里別その5	7.34	74	940	88,000	
⑲	美蘭別その2	8.42	60	1,040	115,500	㉘	西美里別その6	8.93	54	946	106,700	
㉑	美蘭別その3	13.26	51	1,039	157,300	㉙	西美里別その7	9.30	34	781	97,900	
㉒	美蘭別その4	16.01	44	536	157,300	㉚	西美里別その8	10.44	49	890	136,400	
㉓	弥生町・西美里別その1	3.72	105	1,027	93,500	㉛	美里別その1・栄町その2	3.36	117	926	72,600	
㉔	西美里別その2	5.71	79	1,113	75,900	㉜	美里別その2	5.02	64	805	72,600	
㉕	西美里別その3	4.99	57	714	64,900	㉝	美里別その3・西仙美里その1	9.70	102	1,103	113,300	
㉖	西美里別その4	7.84	82	931	92,400	㉞	美里別その4・西仙美里その2	8.06	89	861	96,800	
㉗	西美里別その5	7.34	74	940	88,000	㉟	美里別その5	8.02	85	1,195	116,600	
㉘	西美里別その6	8.93	54	946	106,700	㊱	美里別その6	6.72	54	1,049	97,900	
㉙	西美里別その7	9.30	34	781	97,900	㊲	美里別その7	6.24	55	937	105,600	
㉚	西美里別その8	10.44	49	890	136,400	㊳	西仙美里その3	7.17	68	1,133	119,900	
㉛	美里別その1・栄町その2	3.36	117	926	72,600	㊴	西仙美里その4	10.42	78	850	125,400	
㉜	美里別その2	5.02	64	805	72,600	㊵	上本別・仙美里その1	10.16	123	944	106,700	
㉝	美里別その3・西仙美里その1	9.70	102	1,103	113,300	㊶	仙美里その2	5.69	80	950	84,700	
㉞	美里別その4・西仙美里その2	8.06	89	861	96,800	㊷	仙美里その3	7.37	51	588	89,100	
㉟	美里別その5	8.02	85	1,195	116,600	㊸	仙美里その4	5.77	41	704	100,100	
㊱	美里別その6	6.72	54	1,049	97,900	㊹	仙美里元町	1.93	151	893	67,100	
㊲	美里別その7	6.24	55	937	105,600	㊺	東本別	1.97	23	397	37,400	
㊳	西仙美里その3	7.17	68	1,133	119,900	合計		280.77	4,569	39,398	3,993,000	
㊴	西仙美里その4	10.42	78	850	125,400							
㊵	上本別・仙美里その1	10.16	123	944	106,700							
㊶	仙美里その2	5.69	80	950	84,700							
㊷	仙美里その3	7.37	51	588	89,100							
㊸	仙美里その4	5.77	41	704	100,100							
㊹	仙美里元町	1.93	151	893	67,100							
㊺	東本別	1.97	23	397	37,400							

(6) 総事業費

地籍調査事業の総事業費は、単位区域別の概算事業費計39億9300万円と事務費6億9700万円を合わせた46億9000万円を見込んでいる。

また、本事業は国及び北海道の補助金及び交付金を活用して実施する。

(単位：千円)

単位区域別概算総事業費計		3,993,000
事務費	補助対象経費	119,790
	補助対象外経費	577,210
	計	697,000
総事業費	補助対象	4,112,790
	補助対象外	577,210
	計	<b>4,690,000</b>

事務費の主な内容として、地籍調査事業支援システム、地籍調査用車両の借上げ料、境界杭埋設費や消耗品等の経費を見込んでいる。

なお、地籍調査期間外（3月～4月頃）の経費や境界杭（資材費のみ補助対象）の埋設費等については補助対象外経費として計上している。

(7) 負担割合

本町が実施する地籍調査事業の経費負担割合は次のとおりとなっている。

区分	国	北海道	本別町	
負担割合	50%	25%	25%	
			うち特別交付税	純負担
			$25\% \times 8/10 = 20\%$	5%

◎本町における費用負担額内訳

国 : 4,112,790千円 × 50% = 2,056,395千円

北海道 : 4,112,790千円 × 25% = 1,028,197千円

本別町 : 4,112,790千円 × 25% = 1,028,198千円

(うち特別交付税 : 4,112,790千円 × 20% = 822,558千円)

本別町(補助対象外分) 577,210千円

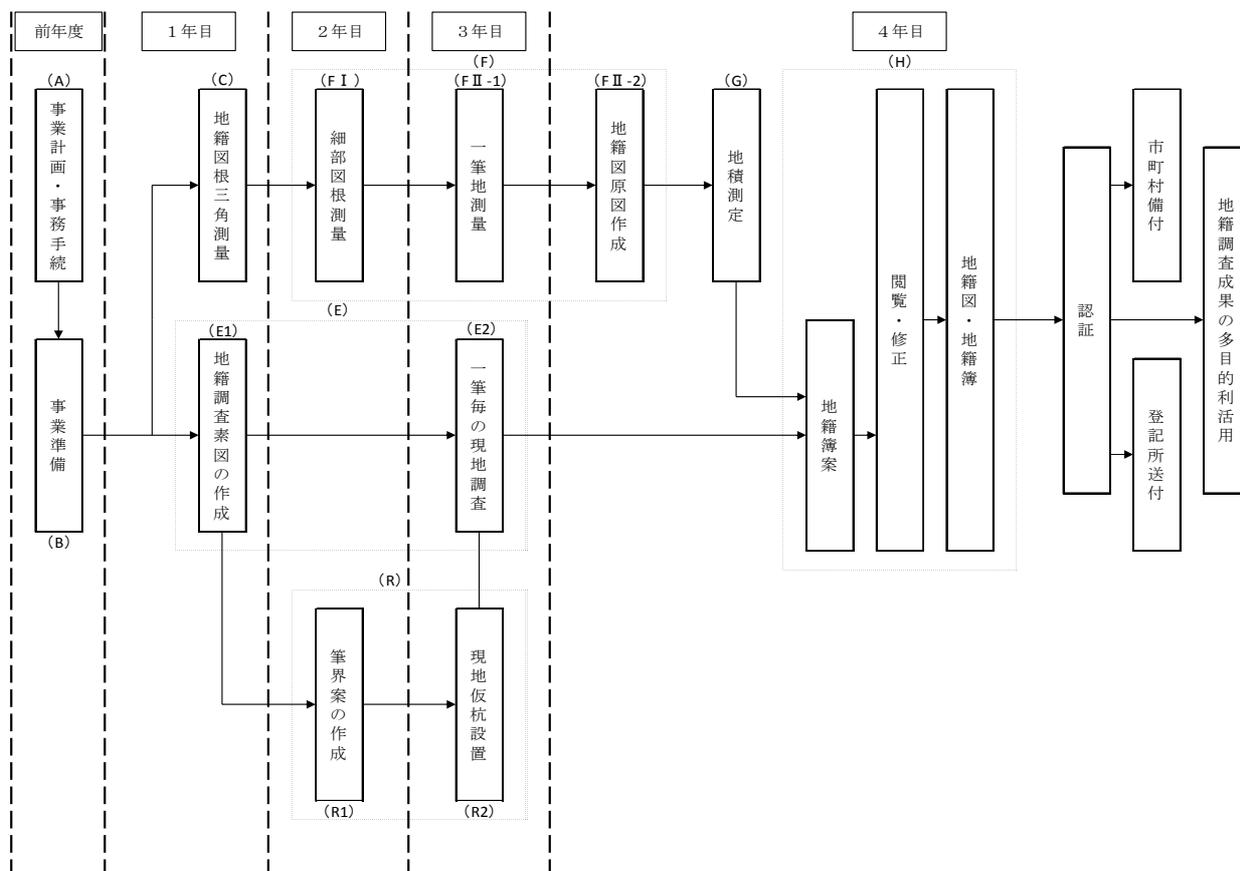
**本別町負担額計 1,605,408千円**

(うち特別交付税 : 822,558千円)

(8) 作業工程

作業名	工程名称	実施年
地籍調査事業計画・事務手続	A工程	前年度
地籍調査事業準備	B工程	前年度
地籍図根三角測量	C工程	1年目
一筆地調査 地籍調査素図の作成	E1工程	1年目
一筆地調査 現地調査	E2工程	3年目
復元測量 筆界案の作成	R1工程	2年目
復元測量 現地仮杭設置	R2工程	3年目
地籍細部測量 細部図根測量	F I工程	2年目
地籍細部測量 一筆地測量	F II - 1工程	3年目
地籍細部測量 地籍図原図作成	F II - 2工程	4年目
地積測定	G工程	4年目
地籍図及び地籍簿の作成	H工程	4年目

地籍調査事業の作業手順



A工程（事業計画）

工程分類（作業名）	工程小分類（作業内容）	担当区分
地籍調査事業計画 ・事務手続	・全体計画の作成（事業期間、着手順等）	直営
	・関係機関との調整（管轄法務局等）	
	・事業計画の策定・公示	
	・実施に関する計画の作成	
	・作業規程の作成	
	・国土調査の指定及び実施の公示	

B工程（事業準備）

工程分類（作業名）	工程小分類（作業内容）	担当区分
地籍調査事業準備	・実施組織の確立	直営
	・補助申請	
	・作業班の編成又は外注先の選定	
	・推進委員会の設置	
	・趣旨の普及	

C工程（地籍図根三角測量）

工程分類（作業名）	工程小分類（作業内容）	担当区分
地籍図根三角測量	・作業の準備	直営
	・選点	委託
	・標識の設置	
	・観測及び測定、計算	
	・点検測量	
	・取りまとめ	
	・実施者、認証者検査	直営

R工程（復元測量）

工程分類（作業名）	工程小分類（作業内容）	担当区分
筆界案の作成 R1工程	・作業計画	委託
	・現地調査及び測量	
	・調整計算	
現地仮杭設置 R2工程	・作業計画	
	・筆界確認案「仮杭」の測設	
	・仮筆界測設記録図の作成	

## E 工程（一筆地調査）

工程分類（作業名）	工程小分類（作業内容）	担当区分
調査図素図の作成 E 1工程	・作業準備	直営
	・作業進行予定表の作成	委託
	・単位区域界の調査	
	・調査図素図等の作成	
現地調査 E 2工程	・現地調査の通知	直営
	・標札等の設置	委託
	・市町村の境界の調査	
	・現地調査	
	・取りまとめ	
	・実施者、認証者検査	直営

## F 工程（地籍細部測量）

工程分類（作業名）	工程小分類（作業内容）	担当区分
細部図根測量 F I 工程	・作業準備	直営
	・選点及び標識の設置	委託
	・観測及び測定	
	・計算	
	・点検測量	
	・取りまとめ	
	・実施者、認証者検査	直営
一筆地測量 F II-1工程	・作業準備	直営
	・観測及び測定	委託
	・計算及び筆界点の点検	
	・実施者、認証者検査	
地籍図原図 F II-2工程	・作業準備	委託
	・地籍図原図の仮作図	
	・地籍図原図の作成	
	・実施者、認証者検査	直営

## G 工程（地積測定）

工程分類（作業名）	工程小分類（作業内容）	担当区分
地積測定	・作業準備	直営
	・地積測定、計算及び点検	委託
	・取りまとめ	
	・実施者、認証者検査	直営

H工程（地籍図及び地籍簿の作成）

工程分類（作業名）	工程小分類（作業内容）	担当区分
地籍図及び地籍簿の作成	・地籍調査票、地籍図原図の整理	委託
	・地籍簿案の作成	
	・実施者検査（閲覧前）	
	・閲覧	直営
	・誤り等申出	
	・数値情報化	委託
	・認証申請関係書類の整理	直営
	・実施者（閲覧後）、認証者検査	

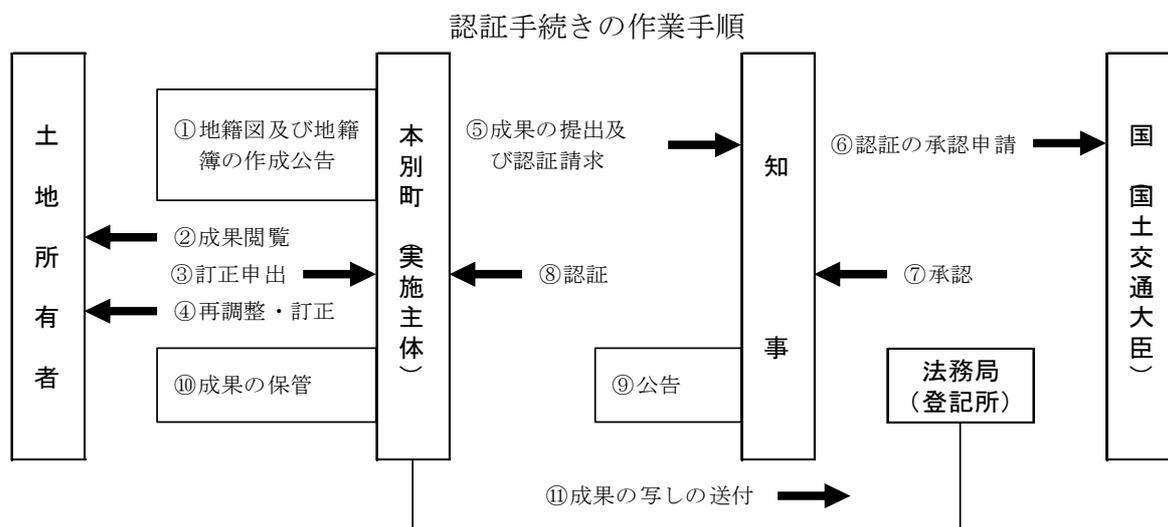
（9）地図及び簿冊の閲覧及び送付

実施主体は、地籍調査の結果に基づいて地図及び簿冊を作成した場合には、遅滞なく、その旨を公告し、事務所において公告の日から20日間閲覧に供する。

また閲覧後は、知事に遅滞なく、その地図及び簿冊を送付する。

（10）成果の認証

実施主体は、送付した地図及び簿冊について知事に対し、その認証を請求することができる。知事は、請求を受けた場合、その成果の審査の結果に基づき測量もしくは調査上の誤り、政令で定める限度以上の誤差がある場合を除き、認証しなければならない。



（11）成果の写しの送付

知事は、地籍調査の成果を認証した場合、登記所に当該成果の写しを送付する。

登記所は、送付された地図及び簿冊に基づき台帳の記載を改める。よって地籍図は、従来の公図に代わり、不動産登記法第14条に基づく地図として備え付けられ、地籍簿に基づき登記簿の登記事項が変更される。

### Ⅲ 地籍調査成果の維持管理

#### 1. 地籍調査支援システムの導入

##### (1) 目的

地籍調査作業規程準則第89条第2項の規程に基づき、地籍図及び地籍簿は、そのまま保管することとなるが、「地籍調査後の土地の異動等については、電磁的記録を用いて継続的に補正する」とされている。

地籍調査支援システムを導入し、地籍情報の正確性を保持しながら異動更新業務を適正に行うことにより、地図情報を利用する各種事業への情報提供に努め、様々な計画策定への活用を促すなど高度利用を推進する。

##### (2) 導入利用システム

###### 1) 地籍調査事務支援システム

地籍調査の準備開始時から現地立会、閲覧業務、認証申請、法務局への成果の送付等の事務効率化に対応し、情報の検索及び各種集計作業が容易にできるなど、調査前後の土地に関する全ての情報管理が可能なシステムである。

登記簿と公図、地籍簿と地籍図の情報の整合性の確認、地籍調査の流れに沿っての点検や照合を行うことを目的とした事務的な作業を支援するシステムである。

基本は、帳票作成が主な利用となりますが、現在の調査業務の支援においては、次に掲げる地籍情報管理システムとの連携利用が不可欠である

###### 2) 地籍情報管理システム

地籍調査後の成果をまとめ、土地情報の維持・管理をすることができるシステムである。

情報の正確性を保ちつつ、異動更新を容易に行うことができることから、地籍情報を利用する各種事業への情報提供が可能となり、費用削減効果が期待できる。

また、正確な情報を保持した最新の管理システムの導入によって地籍調査成果の閲覧や提供等、利用者への問い合わせに対する迅速な対応が可能となり、住民サービスの向上に寄与することが期待できる。

###### 3) 庁内関係課における地理情報の利活用

庁内各課においては、地番図データをベースとした様々な地理情報システムが既に導入されている。地籍情報管理システムの導入により、地籍図を含む地籍成果データの提供が可能となることから、地籍調査完了後の地図データの整備を計画的に進めることにより各課で利用する地図の基図として統一化が図られ、地理情報の高度利用が可能となる。将来的に地理情報の一元管理や更新作業が可能となれば、より維持管理が効率的になり委託経費等の軽減が期待できる。

## IV 啓蒙活動

### 1. 住民啓蒙活動

地籍調査事業の趣旨を町民に広めるため、関係機関のポスターの活用、町広報誌、ホームページ等を活用した普及啓発活動を進める。また町で作成する「地籍調査のしおり（仮称）」を活用し、単位区域毎に適宜説明会を開催しながら周知を図り、円滑な事業の推進に努める。

## V 地籍調査の推進について

### 1. 地籍調査事業推進委員会の設置

地籍調査事業の円滑な推進並びに効果的な事業の執行を図るため、庁内関係部局長で構成する組織を設置する。

### 2. 地元協力体制の確保

実施区域に関係する自治会長や関係機関等に地籍調査の趣旨の普及、啓発等の協力を要請し、地籍調査事業の円滑な推進を図る。